

高速イーサネット網サービス契約約款
(OTイーサ網)

2021年9月

OTNet

OTNet 株式会社

目 次

第 1 章 総則

第 1 条 約款の適用	1
第 2 条 約款の変更	1
第 3 条 用語の定義	1

第 2 章 高速イーサネット網サービスの提供区域

第 4 条 高速イーサネット網サービスの提供区域	2
--------------------------	---

第 3 章 高速イーサネット網サービスの品目

第 5 条 高速イーサネット網サービスの品目	2
------------------------	---

第 4 章 契約

第 6 条 契約の単位	3
第 7 条 契約者回線の終端	3
第 8 条 収容区域	3
第 9 条 高速イーサネット網サービス契約申込の方法	3
第 10 条 高速イーサネット網サービス契約申込の承諾	3
第 11 条 最低利用期間	4
第 12 条 品目の変更	4
第 13 条 契約者回線の増設又は廃止	4
第 14 条 契約者回線の移転	4
第 15 条 契約者回線の異経路	4
第 16 条 契約者回線の利用の一時中断	4
第 17 条 その他の契約内容の変更	5
第 18 条 高速イーサネット網サービス契約に基づく権利の譲渡の禁止	5
第 19 条 契約者が行う高速イーサネット網サービス契約の解除	5
第 20 条 当社が行う高速イーサネット網サービス契約の解除	5
第 21 条 その他の提供条件	5

第 5 章 契約者回線群の設定等

第 22 条 契約者回線群の設定等	5
第 23 条 契約者回線群の変更	6
第 24 条 契約者回線群の廃止	6

第 6 章 端末設備の提供等

第 25 条 端末設備の提供	6
第 26 条 端末設備の移転	6
第 27 条 端末設備の利用の一時中断	6

第7章 回線相互接続	
第28条 当社又は他社の電気通信回線の接続	7
第28条の2 他社接続回線との相互接続	7
第28条の3 接続休止	7
第8章 利用中止等	
第29条 利用中止	7
第30条 利用停止	8
第9章 通信	
第31条 通信の条件	8
第32条 通信利用の制限等	8
第10章 料金等	
第1節 料金及び工事に関する費用	
第33条 料金及び工事に関する費用	9
第2節 料金等の支払義務	
第34条 料金の支払義務	9
第35条 工事費の支払義務	10
第36条 設備費の支払義務	11
第3節 料金の計算方法等	
第37条 料金の計算方法等	11
第4節 割増金及び遅延損害金	
第38条 割増金	11
第39条 遅延損害金	11
第11章 保守	
第40条 契約者の維持責任	12
第41条 契約者の切分責任	12
第42条 修理又は復旧の順位	12
第12章 損害賠償	
第43条 責任の制限	13
第44条 免責	13

第13章 雑則

第45条 承諾の限界	13
第46条 利用に係る契約者の義務	14
第47条 契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等	14
第48条 高速イーサネット網サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧	14
第49条 法令に規定する事項	14
第50条 閲覧	14

第14章 附帯サービス

第51条 附帯サービス	14
-------------------	----

別記	15
----------	----

別表	19
----------	----

料金表	21
-----------	----

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)の規定に基づき定める高速イーサネット網サービス契約約款(以下「約款」といいます。)により、高速イーサネット網サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、法令の規定に従い、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

- 2 当社は、前項の変更を行う場合は、この約款を変更する旨及び変更後の約款の内容並びに効力発生時期を、契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。
- 3 契約者は、前項の周知をしたときは、当該周知を電気通信事業法に基づく契約者への説明方法とすることについて了解していただきます。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 高速イーサネット収容網	サービス提供区域(当社が別記1に定める区域をいいます。)内において、主としてデータ通信の用に供することを目的としてイーサネットフレームにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。)
4 高速イーサネット網サービス	高速イーサネット収容網を使用して行う電気通信サービス
5 高速イーサネット網サービス取扱局	電気通信設備を設置し、それにより高速イーサネット網サービスを提供する当社の事業所
6 高速イーサネット網サービス取扱所	高速イーサネット網サービスに関する業務を行う当社の事務所
7 高速イーサネット網サービス契約	当社から高速イーサネット網サービスの提供を受けるための契約(高速イーサネット網サービス臨時契約となるものを除きます。)
8 高速イーサネット網サービス臨時契約	30日以内の利用期間を指定して当社から高速イーサネット網サービスの提供を受けるための契約
9 契約者	当社と高速イーサネット網サービス契約又は高速イーサネット網サービス臨時契約を締結している者
10 収容局設備	高速イーサネット収容網に所属する高速イーサネット網サービス取扱局に設置される電気通信設備

11 契約者回線	高速イーサネット網サービス契約又は高速イーサネット網サービス臨時契約に基づいて、高速イーサネット収容網と契約の申込者が指定する場所との間に設置される1の電気通信回線
12 中継回線	収容局設備と他の収容局設備との間に設置される電気通信回線
13 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点
14 接続回線	相互接続点にその一端が終端する電気通信回線
15 他社接続回線	相互接続点において、接続回線と相互に接続する電気通信回線であって、当社以外の電気通信事業者が設置するもの
16 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
17 高速イーサネット網契約者回線群	高速イーサネット収容網を使用して相互に通信を行うことができる契約者回線又は契約者回線及び中継回線から構成される回線群
18 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
19 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
20 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
21 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び当社が別に定める端末設備等の接続の技術的条件
22 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額、並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 高速イーサネット網サービスの提供区域

（高速イーサネット網サービスの提供区域）

第4条 当社の高速イーサネット網サービスは、当社が別記1に定める提供区域において提供します。

2 当社は、当社が指定する高速イーサネット網サービス取扱所において提供区域等を閲覧に供します。

第3章 高速イーサネット網サービスの品目

（高速イーサネット網サービスの品目）

第5条 当社の高速イーサネット網サービスには、この約款の料金表（以下「料金表」といいます。）に規定する品目があります。

第4章 契約

(契約の単位)

第6条 当社は、契約者回線1回線ごとに1の高速イーサネット網サービス契約又は高速イーサネット網サービス臨時契約を締結します。この場合、契約者は、1の高速イーサネット網サービス契約につき1人に限ります。

(契約者回線の終端)

第7条 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に回線終端装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、契約者と協議します。

(收容区域)

第8条 当社は、料金表に定めるところにより高速イーサネット網サービス取扱局の收容区域を設定します。

2 当社は、当社が指定する高速イーサネット網サービス取扱所においてその收容区域を閲覧に供します。

(高速イーサネット網サービス契約申込の方法)

第9条 高速イーサネット網サービス契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う高速イーサネット網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 高速イーサネット網サービスの品目
- (2) 契約者回線の終端の場所
- (3) 契約者回線群
- (4) 回線群代表者
- (5) その他高速イーサネット網サービスの内容を特定するために必要な事項

(高速イーサネット網サービス契約申込の承諾)

第10条 当社は、高速イーサネット網サービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、高速イーサネット網サービス臨時契約があった場合は、申込みのあった契約者回線を設置するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、その申込みを承諾します。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その高速イーサネット網サービス契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 高速イーサネット網サービスの申込みをした者が高速イーサネット網サービスの料金又は工事に関

する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第11条 高速イーサネット網サービスについては、料金表に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、高速イーサネット網サービスの提供を開始した日（契約者回線の増設により新たに設置した部分については、その契約者回線の提供を開始した日）から起算して1年間とします。

3 契約者は、前項の最低利用期間内に高速イーサネット網サービス契約の解除、契約者回線の廃止、契約者回線の移転若しくは高速イーサネット網サービスの品目の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表に規定する額を支払っていただきます。

(品目の変更)

第12条 契約者は、高速イーサネット網サービスの品目の変更を請求することができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第10条（高速イーサネット網サービス契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の増設又は廃止)

第13条 契約者は、契約者回線の増設又は廃止の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第10条（高速イーサネット網サービス契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の移転)

第14条 契約者は、契約者回線（高速イーサネット網サービス臨時契約を締結しているものを除きます。）の移転の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第10条（高速イーサネット網サービス契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の異経路)

第15条 当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、契約者の請求に基づき、その契約者回線（高速イーサネット網サービス臨時契約を締結しているものを除きます。）を通常の経路以外の当社が指定する経路（以下「異経路」といいます。）により設置します。

(契約者回線の利用の一時中断)

第16条 当社は、契約者から請求があったときは、契約者回線の利用の一時中断（その契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(その他の契約内容の変更)

第17条 当社は、契約者から請求があったときは、第9条（高速イーサネット網サービス契約申込の方法）第3号に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第10条（高速イーサネット網サービス契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(高速イーサネット網サービス契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第18条 契約者が高速イーサネット網サービス契約に基づいて高速イーサネット網サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(契約者が行う高速イーサネット網サービス契約の解除)

第19条 契約者は、高速イーサネット網サービス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ高速イーサネット網サービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行う高速イーサネット網サービス契約の解除)

第20条 当社は、第30条（利用停止）の規定により高速イーサネット網サービスの利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その高速イーサネット網サービス契約を解除することがあります。

2 当社は、契約者が第30条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、高速イーサネット網サービスの利用停止をしないでその高速イーサネット網サービス契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、その高速イーサネット網サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第21条 高速イーサネット網サービス契約に関するその他の提供条件については、当社が別記に定めるところによります。

第5章 契約者回線群の設定等

(契約者回線群の設定等)

第22条 契約者は、契約者回線群を指定し、高速イーサネット網サービス取扱所に申し出ていただきます。

2 前項の場合において、当社は、その契約者回線群に所属する契約者回線に係る契約者の承諾が得られない場合を除き、契約者回線群を設定します。

3 第1項の場合において、その設定が契約者回線群を新設するものであるときは、その契約者回線群に係る契約者の中から回線群代表者（その契約者回線群に係る契約者であって、契約者回線群の設定、変更又は廃止の手続き等を代表できる契約者をいいます。以下同じとします。）を指定して、

高速イーサネット網サービス取扱所に届け出ていただきます。

- 4 当社は、前3項により契約者回線群を設定する場合は、1の契約者回線群ごとに、契約者回線群識別番号（契約者回線群を識別するために当社が定める番号をいいます。以下同じとします。）を付与します。

（契約者回線群の変更）

第23条 契約者は、1の契約者回線群から他の契約者回線群へ、契約者回線群の変更の請求を行うことができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、前条の規定に準じて取り扱います。この場合における契約者回線群識別番号は、変更後の契約者回線群に対応するものとします。
- 3 契約者は、その契約者回線群に所属する契約者の承認が得られない場合を除いて、回線群代表者を同一の契約者回線群に所属する他の契約者に変更することができます。

（契約者回線群の廃止）

第24条 当社は次の場合には、契約者回線群を廃止します。

- (1) 回線群代表者から、その契約者回線群の廃止の申し出があったとき。
- (2) 回線群代表者に係る全ての契約者回線について、契約の解除があった場合であって、第23条（契約者回線群の変更）第3項に規定する回線群代表者の変更の請求がないとき。
- (3) その契約者回線群を構成する契約者回線がなくなったとき。

第6章 端末設備の提供等

（端末設備の提供）

第25条 当社は、契約者回線について、料金表に定めるところにより端末設備を提供します。

（注）当社は、その契約者回線が30日以内の利用期間を指定して締結した契約により提供されるものであるときは、臨時端末設備（契約者が30日以内の利用期間を指定して提供を受ける端末設備をいいます。）に限り提供します。

（端末設備の移転）

第26条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

（端末設備の利用の一時中断）

第27条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第7章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線の接続)

- 第28条 契約者は、その契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称、その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を高速イーサネット網サービス取扱所に提出していただきます。
- 2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款によりその接続が制限されるときを除いて、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。
- 3 契約者は、その接続について、第1項の規定により高速イーサネット網サービス取扱所に提出した書面に記載した事項について変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合、当社は前項の規定に準じて取り扱います。
- 4 契約者は、その接続を廃止しようとするときは、そのことをあらかじめ書面により高速イーサネット網サービス取扱所に通知していただきます。

(他社接続回線との相互接続)

- 第28条の2 当社は、接続回線に係る申込又は接続回線の移転の請求を承諾したときは、その接続回線に係る相互接続点において、指定のあった他社接続回線との接続を行います。

(接続休止)

- 第28条の3 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は相互接続協定に係る電気通信事業者の電気通信事業の休止により、契約者がその接続回線に係る高速イーサネット網サービスを全く利用することができなくなったときは、その接続回線に係る高速イーサネット網サービスについて、接続休止とします。
- ただし、その接続回線に係る高速イーサネット網サービスについて、契約者から移転、利用の一時中断若しくは他社接続回線の変更の請求又は契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。
- 2 当社は、前項の規定により、接続休止をしようとするときは、あらかじめ、その接続回線に係る契約者にそのことを通知します。
- 3 接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その接続回線に係る契約は、解除されたものとして取り扱います。
- この場合は、その接続回線に係る契約者にそのことを通知します。

第8章 利用中止等

(利用中止)

- 第29条 当社は、次の場合には、高速イーサネット網サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第32条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定により高速イーサネット網サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（利用停止）

- 第30条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間（その高速イーサネット網サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった高速イーサネット網サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）が支払われないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その高速イーサネット網サービスの利用を停止することがあります。
- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 第46条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
 - (3) 当社の承諾を得ずに、契約者回線に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
 - (4) 契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。
- 2 当社は、前項の規定により高速イーサネット網サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

第9章 通 信

（通信の条件）

- 第31条 契約者は、同一の高速イーサネット網サービス契約者回線群内の契約者回線相互間に限り通信することができます。

（通信利用の制限等）

- 第32条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。） 防衛機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信の確保に直接関係がある機関 電力の供給の確保に直接関係がある機関 ガスの供給の確保に直接関係がある機関 水道の供給の確保に直接関係がある機関 選挙管理機関 当社が別記 11 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関 預貯金業務を行う金融機関 国又は地方公共団体の機関

2 当社は、当社が設置した電気通信設備が高速イーサネット網サービスの利用に重大な障害を及ぼす恐れがあることが判明した場合、予防措置として当該電気通信設備の修理、又は、改善を行うために、高速イーサネット網サービスの利用を中止する措置をとることがあります。

第 10 章 料 金 等

第 1 節 料金及び工事に関する費用

（料金及び工事に関する費用）

第 33 条 当社が提供する高速イーサネット網サービスの料金は、料金表に定めるところによります。

2 当社が提供する高速イーサネット網サービスの工事に関する費用は、料金表に定めるところによります。

第 2 節 料金等の支払義務

（料金の支払義務）

第 34 条 契約者は、その高速イーサネット網サービス契約（高速イーサネット網サービス臨時契約を含みます。以下同じとします。）に基づいて当社が高速イーサネット網サービスの提供を開始した日から起算して、高速イーサネット網サービス契約の解除、契約者回線の廃止（以下この条において「解除等」といいます。）があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除等があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表に規定する料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により高速イーサネット網サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

（1）利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

- (2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。
- (3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、高速イーサネット網サービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、その高速イーサネット網サービスを全く利用できない状態（その高速イーサネット網サービス契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（2欄から4欄までに該当する場合、付加機能のうちライトアクセス機能を利用する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、1時間以上その状態が連続したとき	そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間（1時間の倍数である部分に限ります。）について、1時間ごとに時間を計算し、その時間に対応するその高速イーサネット網サービスについての料金（その高速イーサネット網サービスの一部を全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金）
2 当社の故意又は重大な過失によりその高速イーサネット網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその高速イーサネット網サービスについての料金（その高速イーサネット網サービスの一部を全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金）
3 契約者回線等の移転、接続変更に伴って、高速イーサネット網サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（契約者の都合により高速イーサネット網サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその高速イーサネット網サービスについての料金（その高速イーサネット網サービスの一部を全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金）
4 接続回線の接続休止をしたとき	接続回線の接続休止をした日から起算し再び利用できる状態とした日の前日までの期間に対応するその接続回線（当社が設置する端末設備を含みます。）についての料金

3 前2項の規定にかかわらず当社が別に定める回線使用料の扱いについて、料金表第1表（料金）にサービス品質に係る定めがある場合は、その定めるところによります。

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（工事費の支払義務）

第35条 契約者は、高速イーサネット網サービス契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその高速イーサネット網サービス契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に

関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(設備費の支払義務)

第 36 条 契約者は、特別な電気通信設備の新設等を要する高速イーサネット網サービス契約の申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に規定する設備費の支払いを要します。

ただし、契約者回線の設備等の工事の着手前にその高速イーサネット網サービス契約の解除又は工事の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合には、この限りではありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（解除等を行う前に設備費の支払いを要することとなっていた部分に限ります。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第 3 節 料金の計算方法等

(料金の計算方法等)

第 37 条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払い方法は、料金表通則に定めるところによります。

第 4 節 割増金及び遅延損害金

(割増金)

第 38 条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(遅延損害金)

第 39 条 契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの日数について、年 10%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第 11 章 保 守

(契約者の維持責任)

第40条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第41条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、高速イーサネット網サービス取扱局において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

第42条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合には、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第32条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従って電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 当社が別記に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(責任の制限)

第 43 条 当社は、高速イーサネット網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その高速イーサネット網サービス（付加機能のうちライトアクセス機能を利用する場合を除きます。）が全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、第 3 4 条（料金の支払義務）第 2 項第 3 号の表の 1 欄に規定する時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、高速イーサネット網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間（第 3 4 条（料金の支払義務）第 2 項第 3 号の表の 1 欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応するその高速イーサネット網サービスに係る料金額（その高速イーサネット網サービスの一部を全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失により高速イーサネット網サービスの提供をしなかったときは、前 2 項の規定は適用しません。

(免責)

第 44 条 当社は、高速イーサネット網サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、端末設備等の接続の技術的条件（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（高速イーサネット網サービス取扱局に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定の変更を含みます。）により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第 13 章 雑 則

(承諾の限界)

第 45 条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした契約者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第 46 条 契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) 当社が高速イーサネット網サービス契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変、その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が高速イーサネット網サービス契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) 当社が高速イーサネット網サービス契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等)

第 47 条 契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等については、当社が別記 4 に定めるところによります。

(高速イーサネット網サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧)

第 48 条 高速イーサネット網サービスにおける基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

2 当社は、当社が指定する高速イーサネット網サービス取扱所において、高速イーサネット網サービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(法令に規定する事項)

第 49 条 高速イーサネット網サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(閲覧)

第 50 条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供しません。

第 14 章 附帯サービス

(附帯サービス)

第 51 条 高速イーサネット網サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記 10 の定めるところによります。

別 記

1 高速イーサネット網サービスの提供区域等

(1) 当社の高速イーサネット網サービスは、次に掲げる区域において提供します。

県	市町村
沖縄県	那覇市 沖縄市 宜野湾市 浦添市 名護市 糸満市 うるま市（津堅島を除く） 豊見城市 南城市（久高島を除く） 本部町（水納島を除く） 金武町 与那原町 嘉手納町 北谷町 南風原町 西原町 八重瀬町 国頭村 東村 大宜味村 今帰仁村（古宇利島を除く） 恩納村 読谷村 宜野座村 北中城村 中城村
備考	付加機能のうちライトアクセス機能に係る他社接続回線については、協定事業者の定めによります。

2 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、速やかに高速イーサネット網サービス取扱所に通知していただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを通知していただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の通知があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 契約者の氏名等の変更

契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、速やかに高速イーサネット網サービス取扱所に通知していただきます。

4 契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等

- (1) 契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線等を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- (2) 当社が高速イーサネット網サービス契約に基づいて設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

5 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、事業法第 53 条第 2 項（同法第 104 条第 4 項において準用する場合を含む。）、同法第 58 条（第 104 条第 7 項において準用する場合を含む。）又は同法第 65 条の規定により表示が付されている端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第 31 条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するときは除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1)から(4)の規定に準じて取り扱います。
- (6) 契約者は、その専用回線等に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

6 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他の事業法施行規則 32 条第 2 項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線等から取りはずしていただきます。

7 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第 52 条第 1 項第 2 号による総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するときは除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

- (5) 契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(4)の規定に準じて取り扱います。
- (6) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

- (1) 契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営電気通信設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営電気通信設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営電気通信設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

9 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

10 トラフィックレポートの発行

- (1) 当社は 契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、高速イーサネット網サービスに係るトラフィックレポート（当社が別に定める時間内に測定した符号の総量をその時間で除して得た値をグラフにしたもの、測定した符号の総量をその時間で除して帯域幅で除した値をグラフにしたもの、測定した符号のフレーム総量をその時間で除して得た値をグラフにしたもの、測定した非単配信を行う符号のフレーム総量をその時間で除して得た値をグラフにしたもの、測定した符号誤りの総量をその時間で除して得た値をグラフにしたもの、測定した不明符号フレームの総量をその時間で除した値をグラフにしたもの、測定した廃棄フレームの総量をその時間で除したもの、測定した回線が利用可能である状態をその時間で除した値をグラフにしたもの、及び、測定した回線の遅延の値をグラフにしたものをいいます。）を発行します。
- (2) 契約者は、前項の請求をし、そのトラフィックレポートの発行を受けたときには、料金表第3表（附帯サービス関する料金等）に定める料金を支払っていただきます。

11 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準の全てを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること。

	(2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準の全てを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を提供することを主な目的とする通信社

12 技術資料の項目

項 目
自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件 (1) 物理的条件 (2) 電氣的条件及び光学的条件 (3) 論理的条件

(注) 品目によっては、閲覧に供することができない項目があります。

別 表

別表 基本的な技術的事項

1 回線終端装置の技術的事項

(1) 固定速度型のもの

品 目	物理的条件	相互接続回路
1 Mb/s のもの	ISO 標準 ISO8877 準拠	IEEE802.3 10BASE-T 準拠
10 Mb/s のもの		
20 Mb/s のもの		IEEE802.3u 100BASE-TX 準拠
30 Mb/s のもの		
40 Mb/s のもの		
50 Mb/s のもの		
100 Mb/s のもの		
1 Gb/s のもの	ISO 標準 ISO8877 準拠 または コネクタ (JIS 規格 C5973 準拠) ケーブル (JIS 規格 C6832 の SGI-50/125 及び SGI-62.5/125 準 拠)	IEEE802.3ab 1000BASE-T または IEEE802.3z 1000BASE-SX 準拠

(2) 可変速度型のもの

品 目		物理的条件	相互接続回路
上限伝送速度	最低伝送速度		
1 Mb/s のもの	0.1 Mb/s	ISO 標準 ISO8877 準拠	IEEE802.3 10BASE-T 準拠
	0.2 Mb/s		
	0.3 Mb/s		
	0.4 Mb/s		
	0.5 Mb/s		
10 Mb/s のもの	1 Mb/s		
	2 Mb/s		
	3 Mb/s		
	4 Mb/s		

	5 Mb/s		
100 Mb/sのもの	10 Mb/s		IEEE802.3u 100BASE-TX 準拠
	20 Mb/s		
	30 Mb/s		
	40 Mb/s		
	50 Mb/s		
1 Gb/sのもの	100 Mb/s	ISO 標準 ISO8877 準拠 または コネクタ (JIS 規格 C5973 準拠) ケーブル (JIS 規格 C6832 の SGI-50/125 及び SGI-62.5/125 準 拠)	IEEE802.3ab 1000BASE-T または IEEE802.3 1000BASE-SX 準 拠
	200 Mb/s		
	300 Mb/s		
	400 Mb/s		
	500 Mb/s		
	600 Mb/s		
	700 Mb/s		
	800 Mb/s		
	900 Mb/s		

料 金 表

目 次

通 則	21
第 1 表 料 金	23
第 1 高速イーサネット網サービス臨時契約以外に係るもの	23
1 適 用	23
2 料金額	31
(1) 回線使用料	31
(2) 加算額	32
(3) 特別な電気通信設備の使用料	32
(4) 付加機能使用料	33
第 2 高速イーサネット網サービス臨時契約に係るもの	34
第 2 表 工事に関する費用	35
第 1 工事費	35
1 適 用	35
2 工事費の額	36
第 2 設備費	36
1 適 用	36
2 設備費の額	36
第 3 表 附帯サービスに関する料金等	37
1 トラフィックレポートの発行	37
2 料金額	37
料金表別表 高額利用に係る基本額の割引の適用	38
附 則	39

通 則

(料金表の適用)

- 1 高速イーサネット網サービスに関する料金及び工事に関する費用は、この料金表に規定するほか、当社が別に定めるところによります。

(料金等の変更)

- 2 当社は、高速イーサネット網サービスに関する料金又は工事に関する費用を変更することがあります。この場合には、変更後の料金又は工事に関する費用によります。

(料金の計算方法)

- 3 当社は、契約者がその高速イーサネット網サービス契約（高速イーサネット網サービス臨時契約を締結している者を除きます。）に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。
- 4 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められる料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割りします。
 - (1) 暦月の初日以外の日的高速イーサネット網サービスの提供開始（端末設備についてはその提供開始）があったとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日的高速イーサネット網サービスの解除（端末設備についてはその廃止）があったとき。
 - (3) 暦月の初日に高速イーサネット網サービスの開始（端末設備についてはその提供開始）を行い、その日に高速イーサネット網サービスの解除（端末設備についてはその廃止）があったとき。
 - (4) 暦月の初日以外の日的高速イーサネット網サービスの品目等の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき、この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 第34条（料金の支払い義務）第2項第3号の表の規定に該当するとき
- 5 4の規定による月額料金の日割は暦日数により行います。

(料金等の支払い)

- 6 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する高速イーサネット網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 7 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(端数処理)

- 8 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の一括後払い)

- 9 当社は、当社に特別な事情がある場合は、6及び7の規定にかかわらず、契約者の了承を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(料金前払いに伴う料金の減額)

10 契約者(高速イーサネット網サービス臨時契約を締結している者を除きます。)は、高速イーサネット網サービスに関する料金について、当該月分を含む6ヶ月分又は1年分の料金を一時に支払うことができます。

ただし、当該月分の料金が日割りによるものであるとき、又は当該月分の料金が支払い末日までに支払われないときは、この限りではありません。

11 契約者が、10の規定により一時払いにより料金を支払う場合は、その料金を次の割引率で減額します。

区 分	割 引 率
6ヶ月分の料金を一時払いにより支払う場合	1. 3%
1年分の料金を一時払いにより支払う場合	3. 0%

(消費税相当額の加算)

12 約款第34条(料金の支払義務)から第36条(設備費の支払義務)までの規定等により、料金表に定める料金又は工事に関する費用について支払いを要するものとされている額は、この料金表に規定する額(本体価格(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。))に基づき算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金等の臨時減免)

13 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この料金表の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(閲覧)

14 この料金表において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供しません。

第1表 料金

第1 高速イーサネット網サービス臨時契約以外に係るもの

1 適用

区分	内容																								
(1) 収容区域の設定	<p>ア 当社は、高速イーサネット網サービス取扱局に契約者回線を収容する区域（以下「収容区域」といいます。）を定めます。</p> <p>イ 収容区域は、行政区画、その地域の社会的、経済的、地理的条件、需要動向及び当社の電気通信設備の状況等を考慮して設定します。</p>																								
(2) サービスクラス及び品目に係る料金の適用	<p>当社は、高速イーサネット網サービスに係る料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信の態様によるサービスクラス及び品目を定めます。</p> <p>ア サービスクラスによる通信の区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定速度型 （専用固定速度クラス）</td> <td>高速イーサネット網サービス取扱局の回線収容部（以下「回線収容部」といいます。）を1契約者回線で専用し、高速イーサネット収容網が通常状態にあり、網輻輳が発生していない場合に、契約者が指定する伝送速度（契約者があらかじめ指定する利用可能な符号伝送速度をいいます。以下同じとします。）による通信を行うことができるもの。</td> </tr> <tr> <td>可変速度型 （共用可変速度クラス）</td> <td>回線収容部を複数契約者回線で共用し、高速イーサネット収容網が通常状態にあり、網輻輳が発生していない場合に、契約者が指定する最低伝送速度（契約者があらかじめ指定する最低利用可能な符号伝送速度をいいます。以下同じとします。）による通信を行うことができるものであって、かつ網に余裕がある場合に契約者が指定する上限伝送速度による通信が可能であるもの。</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> サービスクラスによる通信の区分は、契約者回線ごとに設定することができます。 高速イーサネット収容網が通常状態にある場合とは、通信の相手先となる契約者回線へのトラフィックが複数契約者回線から集中することがない状態をいいます。 <p>イ 各サービスクラスにおける品目</p> <p>(ア) 固定速度型のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1Mb/s</td> <td>1Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>10Mb/s</td> <td>10Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>20Mb/s</td> <td>20Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>30Mb/s</td> <td>30Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>40Mb/s</td> <td>40Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>50Mb/s</td> <td>50Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>100Mb/s</td> <td>100Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1Gb/s</td> <td>1Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	固定速度型 （専用固定速度クラス）	高速イーサネット網サービス取扱局の回線収容部（以下「回線収容部」といいます。）を1契約者回線で専用し、高速イーサネット収容網が通常状態にあり、網輻輳が発生していない場合に、契約者が指定する伝送速度（契約者があらかじめ指定する利用可能な符号伝送速度をいいます。以下同じとします。）による通信を行うことができるもの。	可変速度型 （共用可変速度クラス）	回線収容部を複数契約者回線で共用し、高速イーサネット収容網が通常状態にあり、網輻輳が発生していない場合に、契約者が指定する最低伝送速度（契約者があらかじめ指定する最低利用可能な符号伝送速度をいいます。以下同じとします。）による通信を行うことができるものであって、かつ網に余裕がある場合に契約者が指定する上限伝送速度による通信が可能であるもの。	品目	内容	1Mb/s	1Mbit/sの符号伝送が可能なもの	10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	20Mb/s	20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	30Mb/s	30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	40Mb/s	40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	50Mb/s	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1Gb/s	1Gbit/sの符号伝送が可能なもの
区分	内容																								
固定速度型 （専用固定速度クラス）	高速イーサネット網サービス取扱局の回線収容部（以下「回線収容部」といいます。）を1契約者回線で専用し、高速イーサネット収容網が通常状態にあり、網輻輳が発生していない場合に、契約者が指定する伝送速度（契約者があらかじめ指定する利用可能な符号伝送速度をいいます。以下同じとします。）による通信を行うことができるもの。																								
可変速度型 （共用可変速度クラス）	回線収容部を複数契約者回線で共用し、高速イーサネット収容網が通常状態にあり、網輻輳が発生していない場合に、契約者が指定する最低伝送速度（契約者があらかじめ指定する最低利用可能な符号伝送速度をいいます。以下同じとします。）による通信を行うことができるものであって、かつ網に余裕がある場合に契約者が指定する上限伝送速度による通信が可能であるもの。																								
品目	内容																								
1Mb/s	1Mbit/sの符号伝送が可能なもの																								
10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの																								
20Mb/s	20Mbit/sの符号伝送が可能なもの																								
30Mb/s	30Mbit/sの符号伝送が可能なもの																								
40Mb/s	40Mbit/sの符号伝送が可能なもの																								
50Mb/s	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの																								
100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの																								
1Gb/s	1Gbit/sの符号伝送が可能なもの																								

備考

- 1 契約者回線として提供する品目とします。なお、高速イーサネット収容網は、高速イーサネット収容網が通常状態にあり、網輻輳が発生していない場合において上記に規定する符号伝送が可能なものとします。
- 2 通信の相手先となる品目が、その品目より小さい場合に通信可能な伝送速度は、その通信の相手先の品目の伝送速度までとします。
- 3 上記の品目と内容の符号伝送は、OSI 参照モデルのレイヤ2のイーサネットフレーム符号伝送とします。レイヤ3以上の符号伝送を保証するものではありません。

(イ) 可変速度型のもの

品目			内容
契約者回線インタフェース	上限伝送速度	最低伝送速度	
10 Mb/s	1 Mb/s	0.1 Mb/s	契約者インタフェースが10 Mbit/sの上限伝送速度が1 Mbit/sまでの、最低伝送速度が0.1 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	1 Mb/s	0.2 Mb/s	契約者インタフェースが10 Mbit/sの上限伝送速度が1 Mbit/sまでの、最低伝送速度が0.2 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	1 Mb/s	0.3 Mb/s	契約者インタフェースが10 Mbit/sの上限伝送速度が1 Mbit/sまでの、最低伝送速度が0.3 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	1 Mb/s	0.4 Mb/s	契約者インタフェースが10 Mbit/sの上限伝送速度が1 Mbit/sまでの、最低伝送速度が0.4 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	1 Mb/s	0.5 Mb/s	契約者インタフェースが10 Mbit/sの上限伝送速度が1 Mbit/sまでの、最低伝送速度が0.5 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
10 Mb/s	10 Mb/s	1 Mb/s	契約者インタフェースが10 Mbit/sの上限伝送速度が10 Mbit/sまでの、最低伝送速度が1 Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	10 Mb/s	2 Mb/s	契約者インタフェースが10 Mbit/sの上限伝送速度が10 Mbit/sまでの、最低伝送速度が2 Mbit/sの符号伝送が可能なもの

		10 Mb/s	3 Mb/s	契約者インタフェースが10Mbit/sの上限伝送速度が10Mbit/sまでの、最低伝送速度が3Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		10 Mb/s	4 Mb/s	契約者インタフェースが10Mbit/sの上限伝送速度が10Mbit/sまでの、最低伝送速度が4Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		10 Mb/s	5 Mb/s	契約者インタフェースが10Mbit/sの上限伝送速度が10Mbit/sまでの、最低伝送速度が5Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	100 Mb/s	100 Mb/s	10 Mb/s	契約者インタフェースが100Mbit/sの上限伝送速度が100Mbit/sまでの、最低伝送速度が10Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		100 Mb/s	20 Mb/s	契約者インタフェースが100Mbit/sの上限伝送速度が100Mbit/sまでの、最低伝送速度が20Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		100 Mb/s	30 Mb/s	契約者インタフェースが100Mbit/sの上限伝送速度が100Mbit/sまでの、最低伝送速度が30Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		100 Mb/s	40 Mb/s	契約者インタフェースが100Mbit/sの上限伝送速度が100Mbit/sまでの、最低伝送速度が40Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		100 Mb/s	50 Mb/s	契約者インタフェースが100Mbit/sの上限伝送速度が100Mbit/sまでの、最低伝送速度が50Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	1 Gb/s	1 Gb/s	100 Mb/s	契約者インタフェースが1Gbit/sの上限伝送速度が1Gbit/sまでの、最低伝送速度が100Mbit/sの符号伝送が可能なもの
		1 Gb/s	200 Mb/s	契約者インタフェースが1Gbit/sの上限伝送速度が1Gbit/sまでの、最低伝送速度が200Mbit/sの符号伝送が可能なもの

	1 Gb/s	300 Mb/s	契約者インタフェースが1 G b i t / s の上限伝送速度が1 G b i t / s までの、最低伝送速度が300 M b i t / s の符号伝送が可能なもの		
	1 Gb/s	400 Mb/s	契約者インタフェースが1 G b i t / s の上限伝送速度が1 G b i t / s までの、最低伝送速度が400 M b i t / s の符号伝送が可能なもの		
	1 Gb/s	500 Mb/s	契約者インタフェースが1 G b i t / s の上限伝送速度が1 G b i t / s までの、最低伝送速度が500 M b i t / s の符号伝送が可能なもの		
	1 Gb/s	600 Mb/s	契約者インタフェースが1 G b i t / s の上限伝送速度が1 G b i t / s までの、最低伝送速度が600 M b i t / s の符号伝送が可能なもの		
	1 Gb/s	700 Mb/s	契約者インタフェースが1 G b i t / s の上限伝送速度が1 G b i t / s までの、最低伝送速度が700 M b i t / s の符号伝送が可能なもの		
	1 Gb/s	800 Mb/s	契約者インタフェースが1 G b i t / s の上限伝送速度が1 G b i t / s までの、最低伝送速度が800 M b i t / s の符号伝送が可能なもの		
	1 Gb/s	900 Mb/s	契約者インタフェースが1 G b i t / s の上限伝送速度が1 G b i t / s までの、最低伝送速度が900 M b i t / s の符号伝送が可能なもの		
<p>備考</p> <p>1 契約者回線として提供する品目は、上限伝送速度と最低伝送速度の区分によります。なお、高速イーサネット収容網は、高速イーサネット収容網が通常状態にあり、網輻輳が発生していない場合において上記に規定する符号伝送が可能なものとしします。</p> <p>2 通信の相手先となる品目が、その品目より小さい場合に通信可能な伝送速度は、その通信の相手先の品目の伝送速度までとしします。</p> <p>3 上記の品目と内容の符号伝送は、OSI 参照モデルのレイヤ2のイーサネットフレーム符号伝送としします。レイヤ3以上の符号伝送を保証するものではありません。</p>					
<p>ウ 高速イーサネット網サービスに係る料金額は、次表のとおり適用します。</p> <table border="1"> <tr> <td>適用</td> </tr> <tr> <td>2 (料金額) の (1) とその高速イーサネット網サービス契約に応じて (2), (3) 及び (4) を適用します。</td> </tr> </table>				適用	2 (料金額) の (1) とその高速イーサネット網サービス契約に応じて (2), (3) 及び (4) を適用します。
適用					
2 (料金額) の (1) とその高速イーサネット網サービス契約に応じて (2), (3) 及び (4) を適用します。					

<p>(3) 最低利用期間内に高速イーサネット網サービス契約の解除があった場合の料金の適用</p>	<p>ア 高速イーサネット網サービスには、高速イーサネット網サービス臨時契約に係るもの及び異経路によるものを除いて、最低利用期間があります。</p> <p>イ 契約者は、最低利用期間内に高速イーサネット網サービス契約の解除があった場合は、第34条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金（加算額を除きます。）に相当する額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 契約者は、最低利用期間内に契約者回線の廃止、契約者回線の移転若しくは高速イーサネット網サービスの品目の変更があった場合は、変更前の料金の額から変更後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ ウの場合に、高速イーサネット網サービスの品目の変更と同時に契約者回線の設置場所において、契約者回線の新設又は契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の料金を合算して行います。</p>									
<p>(4) 長期継続利用に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、契約者から、その高速イーサネット網サービス契約（高速イーサネット網サービス臨時契約を除きます。以下この欄について同じとします。）に係る契約者回線について、次表に定める期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申請があった場合には、その期間における料金については、2の(1)の額から同表に規定する額を減額して適用します。この場合、長期継続利用には同表の2種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。</p> <table border="1" data-bbox="491 1010 1350 1189"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>継続して利用する期間</th> <th>料金の減額（円/月）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(7) 3年利用</td> <td>3年間</td> <td>2の(1)の額に0.07を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>(4) 6年利用</td> <td>6年間</td> <td>2の(1)の額に0.11を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 長期継続利用に係る料金については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（高速イーサネット網サービス契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その契約者回線の提供を開始した日）から適用します。</p> <p>ウ 長期継続利用に係る料金の適用の対象となる期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には、契約者回線の利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。</p> <p>エ 当社は、長期継続利用に係る契約者回線について、その高速イーサネット網サービス契約の解除があった場合には、長期継続利用期間を廃止します。</p> <p>オ 長期継続利用に係る契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申し出ていただきます。</p> <p>カ 長期継続利用期間の途中における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間よりも長くなる場合に限り行うことができます。</p> <p>キ 前項の規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用の料金については、その種類の変更を当社が承諾した日から適用します。この場合、変更後の種類の長期継続利用期間の満了日については、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出します。</p>	種 類	継続して利用する期間	料金の減額（円/月）	(7) 3年利用	3年間	2の(1)の額に0.07を乗じて得た額	(4) 6年利用	6年間	2の(1)の額に0.11を乗じて得た額
種 類	継続して利用する期間	料金の減額（円/月）								
(7) 3年利用	3年間	2の(1)の額に0.07を乗じて得た額								
(4) 6年利用	6年間	2の(1)の額に0.11を乗じて得た額								

	<p>ク 長期継続利用に係る契約者は、長期継続利用期間の満了前に高速イーサネット網サービスの品目の変更によりその高速イーサネット網サービス契約に係る料金が減少した場合又は長期継続利用の廃止があった場合には、それぞれ次に掲げる額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>支払いを要する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(7) 品目の変更により料金が減少した場合</td> <td>残余の期間に対応する長期継続利用適用後の料金の差額（減少前の長期継続利用適用後の料金から減少後の長期継続利用後の料金を控除して得た額をいいます。）に0.30を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>(4) 長期継続利用の廃止があった場合</td> <td>残余の期間に対応する廃止前の長期継続利用適用後の料金に0.30を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>ケ 長期継続利用の開始から1年以内にクの表の(4)に該当する場合は生じた場合において、その期間内において支払われる料金の総額（同表に基づき算定した支払を要する額を含みます。）が、その契約者回線が最低利用期間内に契約の解除があったとみなした場合において支払われる料金の総額を下回る場合には、その差額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</p>	区 分	支払いを要する額	(7) 品目の変更により料金が減少した場合	残余の期間に対応する長期継続利用適用後の料金の差額（減少前の長期継続利用適用後の料金から減少後の長期継続利用後の料金を控除して得た額をいいます。）に0.30を乗じて得た額	(4) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の長期継続利用適用後の料金に0.30を乗じて得た額
区 分	支払いを要する額						
(7) 品目の変更により料金が減少した場合	残余の期間に対応する長期継続利用適用後の料金の差額（減少前の長期継続利用適用後の料金から減少後の長期継続利用後の料金を控除して得た額をいいます。）に0.30を乗じて得た額						
(4) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の長期継続利用適用後の料金に0.30を乗じて得た額						
(5) 復旧等に伴い契約者回線の経路を変更した場合の料金	故障又は滅失した契約者回線の修理又は復旧をする場合に一時的にその経路を変更した場合の料金は、その契約者回線を変更前の経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。						
(6) 特別な電気通信設備の料金の適用	契約者回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別な電気通信設備に係る料金を適用します。						
(7) 高額利用に係る基本額の割引の適用	当社は、料金表別表に規定するところにより高額利用に係る基本額の割引を適用します。						
(8) 付加機能に係る料金の適用	当社が提供する付加機能を利用した場合、2料金額の(4)の額を適用します。						
(9) サービス品質（網内遅延時間）に係る料金の適用	<p>ア 当社は、当社が別に定める区間において当社が別に定める方法により測定した網内遅延時間（その1の高速イーサネット網サービス取扱局の一端から送信された測定用信号がその高速イーサネット網サービス取扱局の往復に要する時間をいいます。）の暦月単位で平均時間が10ミリ秒を超えた場合は、その暦月における高速イーサネット網サービスの回線使用料（以下「返還基準額」といいます。なお、当該回線使用料は、この表の(1)欄から(8)欄までの適用または料金表通則の3の規定（第34条（料金の支払義務）第2項第2号の規定に係るものを除きます。）による場合は、適用した後の額とします。）に1/30を乗じて得た額（以下「網内遅延時間返還料金額」といいます。）をその契約者に返還します。</p> <p>ただし、その高速イーサネット網サービスについて、その1の暦月を連続して第28条の3（接続休止）または第29条（利用中止）があったときは、この限りではありません。</p> <p>イ この欄の規定による料金の返還とこの表の(10)欄から(11)欄までの規定による料金の返還、または第34条（料金の支払義務）第2項第2号の</p>						

	<p>規定による取扱いを1の暦月に同時に行う場合の網内遅延時間返還料金額の取扱いについては、(11)欄の規定に定めるところによります。</p> <p>ウ 前号アについて、台風、落雷、地震などの自然災害を起因とする網内遅延時間の10ミリ秒の超過時があったときは、この限りではありません。</p>												
<p>(10) サービス品質（稼働率）に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、別に定める提供区間の全ての提供区間において、当社が別に定める方法により測定した稼働率（契約者の責めによらない理由により、その高速イーサネット網サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合の時間（そのことを当社が知った時刻から起算して、その状態が連続した時間をいいます。）を除く時間をその暦月の利用可能総時間で除した割合をいいます。以下この欄において同じとします。）について、その稼働率が99.99%を下回った場合は、返還基準額に次表に定める料金返還率を乗じて得た額（以下「稼働率返還料金額」といいます。）をその契約者に返還します。</p> <p>ただし、第29条（利用中止）第1項の規定に該当する場合に当社が高速イーサネット網サービスの利用の中止をあらかじめその契約者に通知したとき、第28条の3（接続休止）の規定により接続休止としたときは、この限りではありません。</p> <table border="1" data-bbox="491 875 1350 1095"> <thead> <tr> <th>稼働率</th> <th>料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>99.80%以上 99.99%未満</td> <td>1/90</td> </tr> <tr> <td>98.00%以上 99.80%未満</td> <td>1/30</td> </tr> <tr> <td>95.00%以上 98.00%未満</td> <td>1/10</td> </tr> <tr> <td>90.00%以上 95.00%未満</td> <td>1/5</td> </tr> <tr> <td>90.00%未満</td> <td>1/1</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ この欄の規定による料金の返還とこの表の(9)欄または(11)欄の規定による料金の返還、または第34条（料金の支払義務）第2項第2号の規定による取扱いを1の暦月に同時に行う場合の稼働率返還料金額の取扱いについては、(11)欄の規定に定めるところによります。</p> <p>ウ 前号アについて、台風、落雷、地震などの自然災害を起因とする稼働率が99.99%下回った場合は、この限りではありません。</p>	稼働率	料金返還率	99.80%以上 99.99%未満	1/90	98.00%以上 99.80%未満	1/30	95.00%以上 98.00%未満	1/10	90.00%以上 95.00%未満	1/5	90.00%未満	1/1
稼働率	料金返還率												
99.80%以上 99.99%未満	1/90												
98.00%以上 99.80%未満	1/30												
95.00%以上 98.00%未満	1/10												
90.00%以上 95.00%未満	1/5												
90.00%未満	1/1												
<p>(11) サービス品質（故障回復時間）に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、当社が別に定める提供区間において、契約者の責めによらない理由により、その高速イーサネット網サービスを全く利用できない状態（そのイーサネット契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下同じとします。）が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻（第41条（契約者の切分責任）の規定によりその契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。以下この欄において同じとします。）から起算して1時間以上その状態が連続したときは、返還基準額に次表に定める料金返還率を乗じて得た額（以下「故障回復時間返還料金額」といいます。）をその契約者に返還します。</p> <p>ただし、第29条（利用中止）第1項の規定に該当する場合に高速イーサネット網サービスの利用の中止をあらかじめその契約者に通知したとき、又は第28条の3（接続休止）の規定により接続休止としたときは、この限りではありません。</p> <table border="1" data-bbox="491 1912 1350 1982"> <thead> <tr> <th>上記の状態が連続した時間</th> <th>料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間以上2時間未満</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table>	上記の状態が連続した時間	料金返還率	1時間以上2時間未満	10%								
上記の状態が連続した時間	料金返還率												
1時間以上2時間未満	10%												

2 時間以上 4 時間未満	20%
4 時間以上 6 時間未満	30%
6 時間以上 8 時間未満	40%
8 時間以上 48 時間未満	50%
48 時間以上	100%

イ 当社は異経路の線路で回線提供する場合に限り、当社が別に定める提供区間において、契約者の責めによらない理由により、その高速イーサネット網サービスを全く利用できない状態が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻から起算して 10 分以上その状態が連続したときは、返還基準額に次表に定める料金返還率を乗じて得た額（以下「異経路線路契約時故障回復時間返還料金額」といいます。）をその契約者に返還します。

ただし、第 29 条（利用中止）第 1 項の規定に該当する場合に当社が高速イーサネットサービスの利用の中止をあらかじめその契約者に通知したとき、または第 28 条の 3（接続休止）の規定により接続休止としたときは、この限りではありません。

上記の状態が連続した時間	料金返還額
10 分以上 1 時間未満	30%
1 時間以上 2 時間未満	40%
2 時間以上 4 時間未満	50%
4 時間以上 6 時間未満	60%
6 時間以上 8 時間未満	70%
8 時間以上 48 時間未満	80%
48 時間以上	100%

ウ アまたはイの場合において、その高速イーサネット網サービスを全く利用できない状態が 1 の暦月において複数回発生した場合、それぞれの故障回復時間返還料金額または異経路線路契約時故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。

エ アおよびイの規定により故障回復時間返還料金額または異経路線路契約時故障回復時間返還料金額を返還する場合は、第 34 条（料金の支払義務）第 2 項第 2 号の表の規定は適用しません。

オ 前号アについて、台風、落雷、地震などの自然災害を起因とする故障回復時間が 1 時間を超えた場合、または前号イについて、台風、落雷、地震などの自然災害を起因とする故障回復時間が 10 分を超えた場合、この限りではありません。

カ この欄の規定およびこの表の（9）欄から（10）欄までの規定による料金の返還または第 34 条（料金の支払義務）第 2 項第 2 号の規定による取扱いを 1 の暦月に同時に複数回行う場合は、当社は、網内遅延時間返還料金額、稼働率返還料金額、故障回復時間返還料金額および第 34 条（料金の支払義務）第 2 項第 2 号の規定により支払いを要しない料金の合計額を返還します。

ただし、その合計額がその契約者に係る 1 の暦月における高速イーサネット網サービスの返還基準額を超える場合は、当社は、その返還基準額を返還します。

2 料金額

(1) 回線使用料

ア 固定速度型の契約者回線のもの

契約者回線 1 回線ごとに

品 目	料 金 額 (円/月) (本体価格)
1 Mb/s のもの	25,000
10 Mb/s のもの	88,000
20 Mb/s のもの	140,000
30 Mb/s のもの	175,000
40 Mb/s のもの	210,000
50 Mb/s のもの	245,000
100 Mb/s のもの	280,000
1 Gb/s のもの	840,000

イ 可変速度型の契約者回線のもの

契約者回線 1 回線ごとに

品 目			料金額 (円/月) (本体価格)
契約者回線インタフェース	上限伝送速度	最低伝送速度	
10 Mb/s	1 Mb/s	0.1 Mb/s	12,000
		0.2 Mb/s	20,000
		0.3 Mb/s	21,000
		0.4 Mb/s	22,000
		0.5 Mb/s	23,000
10 Mb/s	10 Mb/s	1 Mb/s	35,000
		2 Mb/s	50,000
		3 Mb/s	65,000
		4 Mb/s	75,000
		5 Mb/s	85,000
100 Mb/s	100 Mb/s	10 Mb/s	98,000
		20 Mb/s	150,000
		30 Mb/s	185,000
		40 Mb/s	220,000
		50 Mb/s	255,000
1 Gb/s	1 Gb/s	100 Mb/s	290,000
		200 Mb/s	350,000

		300Mb/s	420,000
		400Mb/s	500,000
		500Mb/s	590,000
		600Mb/s	700,000
		700Mb/s	750,000
		800Mb/s	790,000
		900Mb/s	820,000

(2) 加算額

料金種別	単 位	区 分	料金額 (円/月) (本体価格)
ア 異経路の線路使用料	—		別に算定する実費
イ 回線終端装置使用料	1台ごとに	ア) 固定速度型でイ) 以外のもの	5,000
	1台ごとに	イ) 固定速度型で品目が1Gb/sのもの	60,000
	1台ごとに	ウ) 可変速度型でエ) 以外のもの	5,000
	1台ごとに	エ) 可変速度型で契約者回線インタフェースが1Gb/sのもの	60,000
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する高速イーサネット網サービス取扱所において閲覧に供します。			

(3) 特別な電気通信設備の使用料

料金種別	料金額
特別な電気通信設備使用料	別に算定する実費

(4) 付加機能使用料

区 分		単 位	料金額 (円/月) (本体価格)		
優先制御機能	イーサネットフレーム若しくはIPデータグラムをイーサネットフレーム若しくはIPデータグラムごとにあらかじめ指定した優先順位に従って契約者回線の終端方向に転送する機能	1の契約者回線ごとに	10,000		
	備考	<p>ア 当社は、契約者から請求があった場合にのみこの機能を提供します。</p> <p>イ この機能に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>			
ライトアクセス機能	当社FTTH回線又は協定事業者の提供する他社接続回線（フレッツ光プレミアム、フレッツADSLとします。）を利用して、当社が提供するVPN装置を介して、高速イーサネット收容網と接続し、高速イーサネット網契約者回線群に所属	ゲートウェイ基本料	1のVPN親機装置ごとに	品目	
				10Mb/s	20,000
	ブロードバンド回線料	1の回線ごとに	種類		
			当社 FTTH 回線 光直収タイプ	12,600	
			当社 FTTH 回線 VDSL タイプ	12,600	
			フレッツ回線別 途契約タイプ	7,000	
			フレッツ光プレミアム当社契約タイプ	24,800	
			フレッツ光プレミアムマンション当社契約タイプ	23,940	
			フレッツ ADSL 当社契約タイプ	23,840	
			VPN子機装置使用	1の拠点ごとに	種類
送バック	4,800	9,800			

する契約者 回線と通信 を行う機能	料		コールドスタン バイ	8, 8 0 0	1 4, 8 0 0
備考		<p>ア 当社は、契約者から請求があった場合にのみこの機能を提供します。また、付加機能のみでの契約はできません。</p> <p>イ 協定事業者とは西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」とします。）を表します。NTT 西日本の提供する回線に係る提供条件については、この約款で定めるもの以外は、NTT 西日本の定める契約約款の規定に準じます。</p> <p>ウ 1の VPN 親機装置に接続可能な VPN 子機装置は20台までです。</p> <p>エ 回線障害時は契約者からの申告（365日24時間受付）により平日9:00～17:00での復旧対応となり、回線の復旧順位はライトアクセス機能に係る回線以外の回線が優先されます。またメンテナンスのための回線借用（一時停止）は、契約者への通知のみとなります。</p> <p>オ ブロードバンド回線料でフレッツ回線別途契約タイプを選択した場合、契約者は別途 NTT 西日本へ回線を申込む必要があります。この場合、回線料はNTT 西日本からの請求となり、回線障害時は契約者が直接NTT 西日本と復旧調整を行う必要があります。</p> <p>カ VPN 子機装置は、当社が提供するものを契約者の方で設置していただきます。</p> <p>キ VPN 子機装置は、保守の態様によって次の種類があります。 センドバック：故障機器は当社へお送りいただき当社が代替品を返送するもの コールドスタンバイ：あらかじめ予備機を拠点に設置するもの</p> <p>ク VPN 子機装置は、工事費の適用の区別によって次の種類があります。 I プラン：工事費を適用するもの R プラン：工事費を適用しないもの</p> <p>ケ 当社は、VPN 子機装置に対して固定IP1を付与します。</p> <p>コ 臨時契約はできません。</p> <p>サ 優先制御機能は利用できません。</p>			

第2 高速イーサネット網サービス臨時契約に係るもの

回線使用料 又は加算額

日額

その契約者回線等を高速イーサネット網サービス臨時契約以外に係る契約とみなした場合に適用される料金額の10分の1

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容	
(1) 工事費の適用	工事費は、工事を要することとなる契約者回線及び端末設備において、1の工事ごとに適用します。但し、高速イーサネット網サービス臨時契約に関する工事費の額については、2 工事費の額の規定に係らず別に算定する実費とします。	
(2) 端末設備の移転の場合の工事費の適用	端末設備の移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事に適用します。	
(3) 工事の適用区分	標準的な工事の区分は次のとおりとします。	
	工事の区分	適 用
	ア 端末設備に係る工事	端末設備の設置、区別の変更、移転、接続変更又は一時中断、一時中断の再利用等の場合に適用します。
	イ 配線設備に係る工事	配線設備の設置、区別の変更、移転、接続変更又は一時中断、一時中断の再利用等の場合に適用します。
	ウ 回線接続等に係る工事	契約者回線について、高速イーサネット網サービス取扱局の主配線盤等において契約者回線の接続工事を要する場合に適用します。
	エ 契約者回線群の設定等に係る工事	契約者回線群の設定及び変更の場合に適用します。
オ 付加機能に係る工事	優先制御機能に関する付加機能を使用する場合に適用します。	

2 工事費の額

工事の種類		工事費の額 (円) (本体価格)
端末設備に係る工事		8,000
配線設備に係る工事		12,000
回線接続等に係る工事		2,500
契約者回線群の設定等に係る工事		3,500
付加機能に係る工事 (優先制御機能に係るもの)		2,000
付加機能に係る工事 (ライトアクセス機能 に係るもの)	VPN 親機装置に係る工事	15,000
	当社 FTTH 回線に係る工事	24,500
	フレッツ回線別途契約 タイプに係る工事	2,000
	フレッツ回線当社契約 タイプに係る工事	29,900
	VPN 子機装置に係るもの (センドバック I プランのもの)	88,000
	VPN 子機装置に係るもの (コールドスタンバイ I プランのもの)	138,600
備考 上記の他、建柱等特別な工事を要する場合は、別途実費相当額を頂くことがあります。		

第2 設備費

1 適用

区分	内容
設備費の適用	設備費は、次の設備について適用します。 (ア) 高速イーサネット網サービス臨時契約を締結したものに係る電気通信設備の部分 (イ) 異経路の線路の部分 (ウ) 特別な電気通信設備の部分

2 設備費の額

単位	内容
当該設備ごとに	別に算定する実費
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する高速イーサネット網サービス取扱所において閲覧に供します。	

第3表 附帯サービスに関する料金等

1 トラフィックレポートの発行

トラフィックレポートの発行については、別記8（トラフィックレポートの発行）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
適 用	<p>ア トラフィックレポートは、契約者に限り、その契約者回線に係るレポートの発行を行います。</p> <p>イ 契約者は、トラフィックレポートの発行を開始した日の属する料金月（発行を開始した日の属する料金月と廃止があった日の属する料金月が同一の料金月であった場合は、その料金月とします。）の翌料金月の初日から起算してその発行の廃止があった日の属する料金月の末日までの期間について、発行料の支払いを要します。</p> <p>ウ トラフィックレポートの発行に係る発行料については、日割りは行いません。</p> <p>エ 1のトラフィックレポートには、1の契約者回線に係るレポートを発行します。</p> <p>オ 1のトラフィックレポートは、1ヶ月単位の取り扱いとします。</p> <p>カ トラフィックレポートは、高速イーサネット網サービス臨時契約を締結したものおよび可変速度型のものについては提供しません。</p>

2 料金額

ア トラフィックレポートに係るもの

（ア）トラフィックレポートの設定に係るもの

区 分	単 位	手 数 料(円/回) (本体価格)
高速イーサネット網サービスに係るもの	1トラフィックレポートごとに	3,500

（イ）発行に係るもの

区 分	単 位	手 数 料(円/回) (本体価格)
高速イーサネット網サービスに係るもの	1トラフィックレポートごとに	10,000

料金表別表 高額利用に係る基本額の割引の適用

- 1 当社は、次の場合には、次表に規定する額の割引（以下、「高額利用割引」といいます。）を行います。

その高速イーサネット網サービス契約（高速イーサネット網サービス臨時契約に係るものを除きます。以下同じとします。）の料金表第1表第1の2（料金額）の（1）回線使用料の額（その他の割引の適用があった場合は、当該割引適用後の額とします。以下同じとします。）を対象とし、1の高額利用指定契約群（契約者が指定する2以上の高速イーサネット網サービス契約（その契約者に係る高速イーサネット網サービス契約であって、当社が同一の請求書により料金の請求を行うものに限ります。）により構成されるものをいいます。以下同じとします。）の料金額（高額利用指定契約群を構成する高速イーサネット網サービス契約の回線使用料の合計額をいいます。以下同じとします。）が100万円を超える場合。

割引額	1の高額利用指定契約群の料金額に、次表に規定する割引率を乗じて得た額	
	高額利用指定契約群の料金額	割引率
	100万円を超え200万円までの部分	3%
	200万円を超え500万円までの部分	4%
	500万円を超え1,000万円までの部分	5%
	1,000万円を超え3,000万円までの部分	6%
	3,000万円を超える部分	7%

- 2 割引率の計算は料金月単位で行います。
- 3 高額利用指定契約群の料金額に対する高額利用割引は、契約者が当該割引適用対象となった日から当該割引適用対象外となる日の前日までの期間について適用します。
- 4 当社は、契約者から、次表の左欄に定める申出があったときは、その申出に係る高速イーサネット網サービス契約の利用料金について、次表の右欄に定める取り扱いとします。

区 分	利用料金の取扱い
(1) その高額利用指定契約群に新たに高速イーサネット網サービス契約を追加する申出があったとき	その申出を当社が承諾し、追加があった日からのその高速イーサネット網サービス契約の利用料金について、その高額利用指定契約群の料金額に含めるものとします。
(2) 高額利用指定契約群を構成している高速イーサネット網サービス契約をその高額利用指定契約群から除外する旨の申出があったとき	その申出があった日の前日までのその高速イーサネット網サービス契約の利用料金について、その高額利用指定契約群の料金額に含めるものとします。

(注) 3又は4に規定する場合の高額利用指定契約群の料金額の対象となるその高速イーサネット網サービス契約の利用料金は、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

附 則

附則

(実施期日)

この規定は、平成13年(2001年)11月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成14年(2002年)10月1日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成15年(2003年)4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の料金表に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成15年(2003年)9月1日より実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している高速イーサネット網サービスの10 Mb/s又は100 Mb/sのものについては、この改正規定実施の日に高速イーサネット網サービスの固定速度型に移行したものとみなして取り扱います。
- 3 この改正規定実施前に、改正前の料金表に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 16 年（2004 年）4 月 1 日より実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の料金表に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 16 年（2004 年）7 月 1 日より実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の料金表に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 17 年（2005 年）4 月 1 日より実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の料金表に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 18 年（2006 年）9 月 20 日より実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の料金表に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は平成 19 年（2007 年）10 月 1 日より実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前とおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の請求の取り扱いについては、なお従前とおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は平成 29 年（2017 年）10 月 25 日より実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前とおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の請求の取り扱いについては、なお従前とおりとします。

附則

(実施期日)

この改正規定は 2020 年 10 月 8 日より実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前とおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の請求の取り扱いについては、なお従前とおりとします。

附則

(実施期日)

この改正規定は 2021 年 9 月 2 日より実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前とおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の請求の取り扱いについては、なお従前とおりとします。